道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課において,一般の縦覧に供する。

平成21年9月11日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	変 更 前後別	敷 地	Ø
				幅員(m)	延長(m)
一般国道	1 1 3号	新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	前 A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋8丁目53番4地先から 新潟市北区神谷内字川跡2927番25地先まで	前 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0
		新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	後A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋8丁目53番4地先から 新潟市北区神谷内字川跡2927番25地先まで	後B	26.5 ~ 237.0	3,192.0
一般国道	3 4 5 号	新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	前A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋8丁目53番4地先から 新潟市北区神谷内字川跡2927番25地先まで	前 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0
		新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	後A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋 8 丁目 53 番 4 地先から 新潟市北区神谷内字川跡 2927 番 25 地先まで	後B	26.5 ~ 237.0	3,192.0

備考 上記A及びBは,関係図面に表示する敷地の区分をいう。